

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十の七 (略)</p> <p>二十一 連結財務諸表 提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）<u>第一条第一項に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。</u></p> <p>二十一の二 (略)</p> <p>二十一の二の二 中間連結財務諸表 提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）<u>第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十の七 (略)</p> <p>二十一 連結財務諸表 提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）<u>第一条に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。</u></p> <p>二十一の二 (略)</p> <p>二十一の二の二 中間連結財務諸表 提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）<u>第一条に規定する中間連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。</u></p>

する書類をいう。

二十一の二の三 (略)

二十一の二の四 中間財務諸表 提出会社が内国会社である場合には、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する中間財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三～二十七の三 (略)

二十七の四 その他の関係会社 財務諸表等規則第八条第八項に規定するその他の関係会社をいう。

二十七の五～三十一 (略)

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 (略)

2 (略)

3 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 (略)

二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約

類をいう。

二十一の二の三 (略)

二十一の二の四 中間財務諸表 提出会社が内国会社である場合には、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する中間財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の三～二十七の三 (略)

二十七の四 その他の関係会社 会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五～三十一 (略)

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 (略)

2 (略)

3 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 (略)

二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約

権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで及び第十九条第二項第一号から第二号の二までにおいて同じ。）に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号二に掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三〇七 (略)

八 本邦の金融商品取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社（既に本邦の他の金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社を除く。第八条第二項において同じ。）で、継続開示会社でないものが行う当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則による発行株式の募集又は売出し

権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで及び第十九条第二項第一号から第二号の二までにおいて同じ。）に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（この条において新株予約権付社債券は、前条第二号の規定にかかわらず、同条第一号ハに掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三〇七 (略)

八 本邦の金融商品取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社（既に他の金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社を除く。第八条第二項において同じ。）で、継続開示会社でないものが行う当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則による発行株式の募集又は売出し

(有価証券通知書)

第四条 (略)

2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ (略)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等(委員会設置会社において、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。)若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録(同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面(当該取締役会の議事録を含む。))。以下同じ。)の写し若しくは株主総会の議事録(同法第三百十九條第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)の写し又は優先出資法第六條第一項に規定する行政庁の認可(以下「行政庁の認可」という。)を受けたことを証する書面(会社法第三十二条に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同

(有価証券通知書)

第四条 (略)

2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ (略)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等(委員会設置会社において、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。)若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録(同法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面(当該取締役会の議事録を含む。))。以下同じ。)の写し若しくは株主総会の議事録(同法第三百十九條第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)の写し又は優先出資法第五條に規定する主務大臣の認可(以下「主務大臣の認可」という。)を受けたことを証する書面(会社法第三十二条に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意

意があつたことを知るに足る書面)又はこれらに類する書面

ハ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(密接な関係を有する者の要件等)

第八条の二 法第五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、当該会社が財務諸表等規則第八条第四項各号に掲げる会社等に該当することとなる場合の同項各号に規定する他の会社等に該当することとする。

2 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号から第七号までにおいて引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

があつたことを知るに足る書面)又はこれらに類する書面

ハ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(密接な関係を有する者の要件等)

第八条の二 法第五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、当該会社が財務諸表等規則第八条第四項各号に掲げる会社に該当することとなる場合の同項各号に規定する他の会社等に該当することとする。

2 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十条 法第五条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む)の規定により有価証券届出書に添付すべき書類(次条において「添付書類」という。)として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで(第五号から第七号までにおいて引用する場合を含む。)に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ (略)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し若しくは行政庁の認可を受けたことを証する書面（会社法第三十二条第一項に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ (略)

ニ 当該有価証券が社債、社会医療法人債、学校債券若しくは学校貸付債権（第四号及び第十七条第一項において「社債等」という。）又はコマースヤル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(1) 当該保証を行つている会社（指定法人及び組合等を含む。

以下「保証会社」という。）の定款（法人以外の組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

(2) (略)

ホ ト

二七七 (略)

2 (略)

イ (略)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し若しくは主務大臣の認可を受けたことを証する書面（会社法第三十二条第一項に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ (略)

ニ 当該有価証券が社債、社会医療法人債、学校債券若しくは学校貸付債権（第四号及び第十七条第一項において「社債等」という。）又はコマースヤル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(1) 当該保証を行つている会社（指定法人及び組合等を含む。

以下「保証会社」という。）の定款（組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

(2) (略)

ホ ト

二七七 (略)

2 (略)

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 (略)

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができらる。

一 (略)

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ (略)

ロ 当該発行登録書を提出する外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ・ニ (略)

3 (略)

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十四条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一〜三 (略)

2 (略)

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 (略)

2 発行登録書(訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第一項において同じ。)には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができらる。

一 (略)

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

イ (略)

ロ 外国会社(当該発行登録書を提出する外国会社をいう。)が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ・ニ (略)

3 (略)

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十四条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次に各号に掲げる事情とする。

一〜三 (略)

2 (略)

- 3 法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一～三 (略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十四条の十一 (略)

- 2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)
()を添付しなければならない。

一 内国会社

イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は行政庁の認可を受けたことを証する書面

ロ (略)

二 (略)

3～5 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)
()に規定する内閣府令で定める書類は、次の各

- 3 法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一～三 (略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十四条の十一 (略)

- 2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)
()を添付しなければならない。

一 内国会社

イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ (略)

二 (略)

3～5 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)
()に規定する内閣府令で定める書類は、次の各

号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類
(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付さ
れた書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総
会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し
若しくは当該株主総会の議事録の写し又は行政庁の認可を受け
たことを証する書面

ロ ホ (略)

二 (略)

2 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十四 法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において
準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣
府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該
適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付
けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家(法第二条第三項第一号に
規定する適格機関投資家をいう。第十四条の十六第二項において同
じ。)とする。

2・3 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要

号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類
(第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付さ
れた書類と同一内容のものを除く。)とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総
会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し
若しくは当該株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受
けたことを証する書面

ロ ホ (略)

二 (略)

2 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十四 法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において
準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣
府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該
適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付
けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

2・3 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要

件等)

第十四条の十六 (略)

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社(指定法人を含む。以下同じ。)が既に発行した他の有価証券が外国金融商品取引所(本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所をいう。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。)に上場されている場合(当該有価証券の発行会社が当該外国金融商品取引所が設立されている国(州その他の地域を含む。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。)の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。)

ロ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合(その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。)

ハ (略)

二 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

件等)

第十四条の十六 (略)

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社(指定法人を含む。以下同じ。)が既に発行した他の有価証券が外国金融商品取引所(本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所をいう。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。)に上場されている場合(当該有価証券の発行会社が当該外国金融商品取引所が設立されている国(州その他の地域を含む。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。)の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。)

ロ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社(指定法人を含む。以下同じ。)が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合(その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。)

ハ (略)

二 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者（認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ (略)

三 (略)

3 (略)

4 第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により

イ 金融商品取引業者（認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ (略)

三 (略)

3 (略)

4 第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）によ

提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一・二 (略)

5〜8 (略)

第十六条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 (略)

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機関（法第二十一条に規定する登録金融機関をいう。）

の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

4 (略)

5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 (略)

二 当該事業年度に係る会社法第四百三十八条第一項に掲げるもので、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。）

り提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一・二 (略)

5〜8 (略)

第十六条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 (略)

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

4 (略)

5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 (略)

二 当該事業年度に係る会社法第四百三十八条に掲げるもので、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの。）
次条において同じ。）

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

ただし、第一号イ若しくはハからヘまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ・ロ (略)

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコマースヤル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(1) 保証会社の定款（法人以外の組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等

(有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

ただし、第一号イ若しくはハからヘまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ・ロ (略)

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコマースヤル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(1) 当該保証を行っている会社（指定法人及び組合等を含む。）の定款（組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総

の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を
行うための手続がとられたことを証する書面

(2) (略)

二〇〇へ (略)

二 (略)

2 (略)

(確認書の記載内容等)

第十七条の十 (略)

2 外国会社が提出する確認書には、次に掲げる書類を添付しなけれ
ばならない。この場合において、当該書類が日本語によつて記載し
たものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。

一・二 (略)

3・4 (略)

(四半期報告書の記載内容等)

第十七条の十五 (略)

2 法第二十四条の四の七第一項に規定する内閣府令で定める事業は
、次に掲げる事業とする。

一・二 (略)

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条に
定める業務(同法第六条第一項第二号に掲げる者が行うものに限

会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主
総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がと
られたことを証する書面

(2) (略)

二〇〇へ (略)

二 (略)

2 (略)

(確認書の記載内容等)

第十七条の十 (略)

2 外国会社が提出する確認書には、次の各号に掲げる書類を添付し
なければならぬ。この場合において、当該書類が日本語をもつて
記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。

一・二 (略)

3・4 (略)

(四半期報告書の記載内容等)

第十七条の十五 (略)

2 法第二十四条の四の七第一項に規定する内閣府令で定める事業は
、次の各号に掲げる事業とする。

一・二 (略)

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条に
定める業務(同法第六条第一項第二号に掲げるものに限る。)に

る。)に係る事業

3 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可があつた場合(当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合)

イ〜ニ (略)

二の二 法第四条第一項第一号(令第二条の十二に規定する場合に限る。)の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。)又は売付け勧誘等(法第

に係る事業

3 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合(当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合)

イ〜ニ (略)

二の二 法第四条第一項第一号(令第二条の十二に規定する場合に限る。)の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。)又は売付け勧誘等(法第二条第四項に規

二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

イ〜ホ (略)

三 (略)

四 提出会社の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。）があつた場合

イ〜ハ (略)

五〜八 (略)

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、委員会設置会社である場合は代表執行役、医療法人及び学校法人等である場合は理事長。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下この号において同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第六条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十八条の三第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十九条の三第二項の規定による報告を含む。）終了後有効証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有効証券報告書に記載されている場合を除く。）

定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

イ〜ホ (略)

三 (略)

四 提出会社の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）の異動（当該提出会社の主要株主であつた者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかつた者が当該提出会社の主要株主になることをいう。以下同じ。）があつた場合

イ〜ハ (略)

五〜八 (略)

九 提出会社の代表取締役（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を代表すべき役員を含み、委員会設置会社である場合は代表執行役、医療法人及び学校法人等である場合は理事長。以下同じ。）の異動（当該提出会社の代表取締役であつた者が代表取締役でなくなること又は代表取締役でなかつた者が代表取締役になることをいう。以下同じ。）があつた場合（定時の株主総会（優先出資法第六条第六項に規定する普通出資者総会並びに医療法第四十八条の三第二項に規定する定時社員総会及び同法第四十九条の三第二項の規定による報告を含む。）終了後有効証券報告書提出時までに異動があり、その内容が有効証券報告書に記載されている場合を除く。）

イ〜ニ (略)

九の二〜十九 (略)

3〜8 (略)

第二十二条 内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

一 法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類 当

該内国会社

二 法第二十五条第一項第十二号に掲げる書類 当該内国親会社等の提出子会社

2 主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主（優先出資法第二条第四項に規定する普通出資者及び優先出資者並びに保険業法第二条第五項に規定する相互会社の社員を含む。以下この項において同じ。）の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、会社法第九十一条第三項第三号に掲げる支店として同項の規定により登記されている

イ〜ニ (略)

九の二〜十九 (略)

3〜8 (略)

第二十二条 内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

一 法第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる書類 当該

内国会社

二 法第二十五条第一項第八号に掲げる書類 当該内国親会社等の提出子会社

2 主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主（優先出資法第二条第四項に規定する普通出資者及び優先出資者並びに保険業法第二条第五項に規定する相互会社の社員を含む。以下この項において同じ。）の総数が当該提出会社の株主の総数の百分の五を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、会社法第九十一条第三項第三号に掲げる支店として同項の規定により登記されている

もの及び同法第九百三十条第一項第五号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第六十四条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。)をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

3 (略)

(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三条の三 法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面を除く。次項において同じ。)において法第二十七条の三十の九第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書交付者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 5 6 (略)

もの及び同法第九百三十条第一項第五号に掲げる支店として同項の規定により登記されているもの並びに優先出資法第二条第三項に掲げる根拠法の規定により登記されている事務所並びに保険業法第二十七条第二項第二号の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。)をいい、主要な支店が同一の都道府県内に二以上ある場合には、そのいずれか一とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

3 (略)

(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三条の三 法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面を除く。次項において同じ。)において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 5 6 (略)

